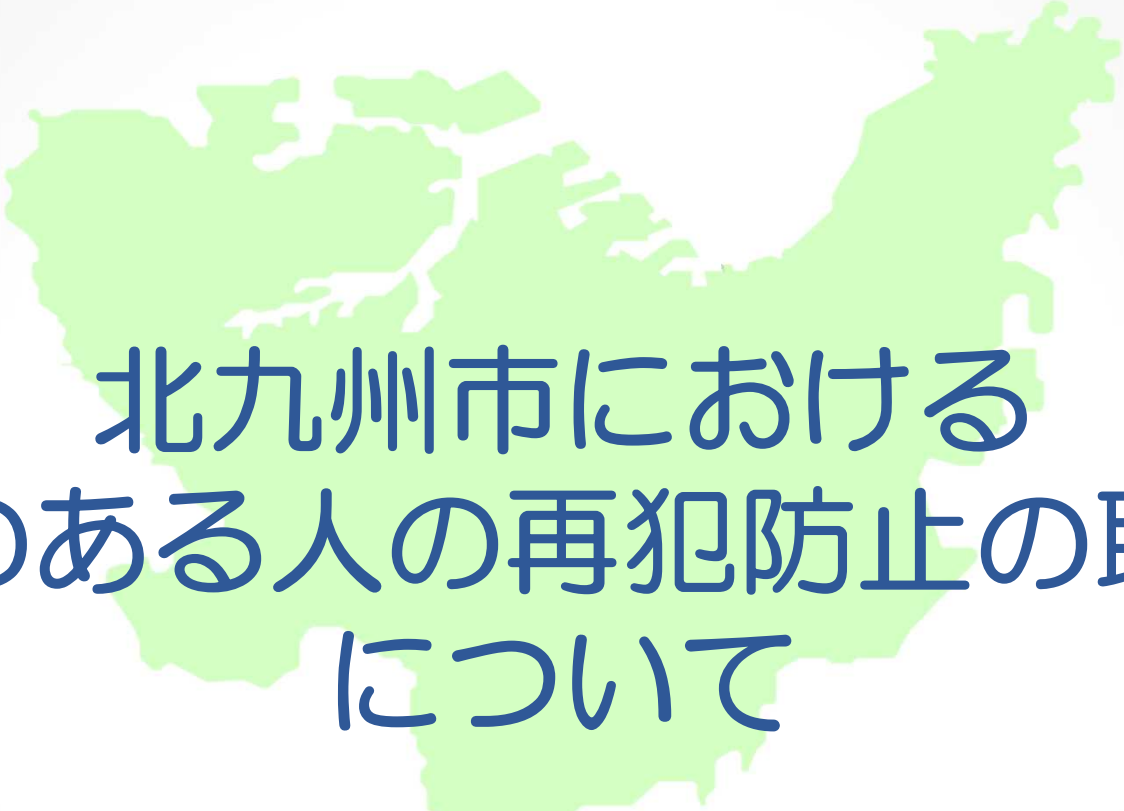




北九州市における 障害のある人の再犯防止の取組み について

北九州市 保健福祉局
障害者支援課

I 北九州市における 触法障害者支援の動き

1 触法障害者支援事業の取組

研究会の設置と試行支援の開始(平成26年度～29年度)

◎ 触法障害者支援研究会の設置

目 的：罪を犯した障害のある人への支援を進めるために、
研修や啓発、支援方法等を検討すること

構成員：弁護士、学識者、障害福祉サービス事業者、
保護観察所、保護司等



- 試行支援スキームの作成
- 試行支援(入り口支援)の開始
- 福祉関係者等への研修会の開催

2 試行支援

(1) 支援対象者について

① 対象者数・件数

28名、延べ件数32人※複数回(2回)支援を行った者4名

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
件数	3人	4人	11人	14人	32人

② 年齢

年代	10代	20代	30代	40代	50代	合計
人数	3名	5名	9名	5名	6名	28名

2 試行支援

③ 主な障害種別

障害種別	知的障害	精神障害	発達障害	合計
人数	22名	3名	3名	28名

④ 過去の刑罰

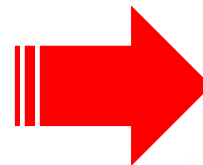
回数	初犯	1回	2回	3回以上	合計
人数	12名	4名	3名	7名	28名

2 試行支援

(2) 支援結果

逮捕・拘留時		福祉的支援開始数
支援希望あり	16名	⇒ 11名
支援希望なし	11名	⇒ 1名
不明	1名	⇒ 0名
合 計	28名	⇒ 12名

福祉的支援を希望しない者
福祉サービスに結び付かない者



半数以上

Ⅱ 北九州市における 地域再犯防止推進モデル事業

1 モデル事業の概要

(1) モデル事業名

「触法障害者の立ち直り支援を通じた再犯防止推進事業」

(2) 実施内容

①継続的な見守り

北九州市障害者基幹相談支援センターによる日常的な相談対応や支援体制のコーディネートを実施

②刑事司法と福祉による協働

北九州医療刑務所や小倉少年鑑別支所など法務省関係機関との連携による支援者(障害福祉サービス事業者や協力雇用主等)への研修や支援対象者の能力・性格検査等を実施

③効果的な就労支援

更生保護就労支援事業受託者との連携による支援対象者の就労支援や定着促進を実施

1 モデル事業の概要

(3) 連携機関

法務省関係	司法関係	企業	福祉
・北九州医療刑務所 ・福岡保護観察所 北九州支部 ・小倉少年鑑別支所 ・法務少年支援センターこくら	・福岡県弁護士会 北九州部会 ・福岡地方検察庁 小倉支部	・協力雇用主	・障害福祉サービス事業 ・障害者基幹相談支援センター

2 モデル事業の実績(H31.4~R2.9)

支援対象者

32名、延べ人数 34人 ※複数回(2回)支援を行った者 2名

継続的な見守り	刑事司法と福祉による協働	効果的な就労支援
○ <u>見守り継続者率</u> 97.2% (33人/34人) ○ <u>見守り支援件数</u> 延べ 1,459件 ○ <u>更生支援計画作成</u> 13件	○ <u>研修会参加者数</u> 延べ 436人 ○ <u>法務技官(心理)による 能力・性格検査等</u> 4件 ※「法務少年支援センターこくら」 の地域援助活動を利用	○ <u>就労成就率</u> 56.3% (9人/16人) ※B型事業所2名を含めると 68.8% ○ <u>個別就労支援会議</u> 36回

Ⅲ 今後の展開

モデル事業の成果を踏まえて

〔今後の取組みの視点〕

【継続的な見守り体制の強化】

- 拘留等の早い段階から速やかに支援を開始できる体制の構築

【就労の確保及び定着に向けた支援の強化】

- 就労機会の拡大に向けた雇用主の理解促進や就労後の継続したフォローの実施



**司法・福祉・企業など多機関による連携の
輪を広げていくことが重要**